

○鹿児島県建築審査会に関する条例

昭和25年11月20日

条例第63号

改正 昭和36年10月18日条例第47号

平成28年3月25日条例第25号

鹿児島県建築審査会に関する条例を次のように定める。

鹿児島県建築審査会に関する条例

(建築審査会)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第78条の規定により、鹿児島県建築審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第2条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(平28条例25・一部改正)

(招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、法の規定に基づき、審査会を開く必要がある場合はすみやかに審査会を招集しなければならない。

3 会長は必要があると認める場合は、随時審査会を招集することができる。

4 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除くの外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の3日前までに、委員に通知しなければならない。

(昭36条例47・一部改正)

(議事)

第4条 審査会は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことはできない。

第5条 審査会の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 審査会には、審査会に附議すべき重要事項を調査するため小委員会をおくことができる。

2 小委員会は、委員のうちから会長が指命したもので組織する。

3 小委員会の委員長は会長が指命する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員は別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を受けることができる。

(委員以外の者の意見陳述)

第8条 会長は必要と認める場合は、委員以外のものを会議に出席させ意見を聞くことができる。

(会議録)

第9条 会長は、会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員2名以上が署名しなければならない。

(審査会の幹事及び書記)

第10条 審査会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

4 書記は、幹事の命を受け、庶務に従事する。

(昭36条例47・全改)

(雑則)

第11条 この条例に定めるものの外、審査会の運営に関し必要な事項は審査会が定める。

附 則

この条例は昭和25年11月23日から施行する。

附 則 (昭和36年10月18日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。